証券コード8600
令和２年６月３日

株　主　各　位

香川県高松市亀井町７番地１
トモニホールディングス株式会社
代表取締役社長兼ＣＥＯ　中　村　　武

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」（２頁）をご参照のうえ、令和２年６月23日（火曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　令和２年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　香川県高松市木太町2191番地１
高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報 告 事 項
１．第10期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

※２頁の「新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ」もご確認ください。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」、「会計参与に関する事項」、「その他」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.tomony-hd.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されております。

本株主総会にご出席される株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

また、本株主総会の議決権行使は、書面又はインターネット等による方法がございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。（詳細は下記の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。）

なお、本株主総会会場におきましては、株主のみなさまの安全確保及び感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申しあげます。

今後の新型コロナウイルス感染症に関する感染状況の変化等により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.tomony-hd.co.jp/）にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内



当日株主総会にご出席の場合 →

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
※代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として行使する場合に限らせていただきます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

当日ご出席願えない場合は、下記の方法により、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。



書面で議決権を行使される場合 →

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

行使期限	令和２年６月23日（火曜日）　午後５時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合 →

インターネット等で議決権を行使される場合は、右頁の注意点をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

行使期限	令和２年６月23日（火曜日）　午後５時受付分まで

インターネット等で議決権を行使される場合の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。なお、書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。また、インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

記

Ⅰ　インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、下記のいずれかの方法によってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）

１．ＱＲコードを読み取る方法

(1) スマートフォンで議決権行使書用紙に記載されたログイン用ＱＲコードを読み取ってください。議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」を入力することなく、**議決権行使ウェブサイト（アドレスhttps://evote.tr.mufg.jp/）**にログインすることができます。
＊「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(2) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

(3) ＱＲコードを用いたログインは１回に限り可能です。再行使する場合、もしくはＱＲコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「２．ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

２．ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

(1) パソコン、スマートフォン又は携帯電話から**議決権行使ウェブサイト（アドレスhttps://evote.tr.mufg.jp/）**にアクセスしてください。

(2) 議決権行使ウェブサイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

(3) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(4) 以降は、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

３．留意事項

(1) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主さまのご負担となります。

(2) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合もございます。**ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。**

Ⅱ　機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記Ⅰのインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク） フリーダイヤル　０１２０－１７３－０２７（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

（添付書類）

第10期（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

①　企業集団の主要な事業内容

当社グループは、銀行持株会社である当社、株式会社徳島大正銀行（以下「徳島大正銀行」といいます。）及び株式会社香川銀行（以下「香川銀行」といいます。）を含む連結子会社９社で構成される企業集団であり、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い金融サービスを提供しております。なお、株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」といいます。）及び株式会社大正銀行（以下「大正銀行」といいます。）は、徳島銀行を存続会社、大正銀行を消滅会社として、令和２年１月１日付で合併し、商号を徳島大正銀行に変更いたしました。

②　金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半を中心に設備投資の増加、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復基調が継続いたしましたが、年度後半には国内での相次ぐ自然災害や消費税率の引き上げにより個人消費に力強さを欠く状態となりました。また、米中の貿易摩擦や英国のＥＵ離脱問題等、海外における不安定な政治経済状況に加え、年明けからの新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大、それに伴う景気減速懸念、東京五輪・パラリンピックの延期、緊急事態宣言の発出等、状況は時々刻々と変化しており、今後の内外経済の先行きは極めて不透明で、非常に厳しい状況となっております。

金融機関を取り巻く経営環境は、日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の影響により、引き続き資金運用面で厳しい状況が続くなか、金融機関における「総与信の対ＧＤＰ比率」が上昇を続けており、利鞘の薄い低採算の貸出が増加するとともに、足もとは低水準ながら信用コストが地域金融機関を中心に増加し始めております。さらに、年度末には新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う景気減速懸念から株式市場等が大幅な下落となり、保有有価証券の減損処理を余儀なくされるなど、収益状況は一段と厳しさを増しております。

③　企業集団の事業の経過及び成果

当社は、平成31年４月より新たな４か年計画として、第４次経営計画『変革と進化への挑戦 ～ 変わる“トモニ” 変わらぬ“ともに” ～』をスタートさせました。第４次経営計画では、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、４つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めております。

＜４つの基本戦略＞

Ⅰ　ガバナンス戦略　～ 変革と進化 ～
Ⅱ　営業戦略　～ お客さまとともに ～
Ⅲ　エリア戦略・地方創生戦略　～ 地域とともに ～
Ⅳ　人財戦略　～ 一人ひとりの“やる気”を“本気”に ～

第４次経営計画の初年度である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、「地域とトモニ１号投資事業有限責任組合（略称：地域とトモニファンド）」の設立による創業・第二創業及び事業承継支援の強化、徳島県及び香川県における大学・高等専門学校との「持続可能な地域経済の発展に係る連携・協力に関する協定書（略称：地域とともに産学連携）」の締結による地域経済発展への取組み、電子決済等代行業者との協働・連携によるデジタライゼーションへの対応、トモニmini商談会の開催等によるビジネス機会の創出、企業経営・医業経営・海外展開共同セミナーの開催による成長支援取組みの強化・海外進出支援の強化、共同研修の実施による人材の育成等、様々な施策を実施いたしました。

また、令和元年11月には、香川銀行が新本店での営業を開始したほか、令和２年１月には、徳島銀行と大正銀行が合併し、新たに徳島大正銀行としてスタートいたしました。今後は、グループ全体としての効率的な組織運営を実現することで、より強固な経営基盤を構築し、徳島大正銀行と香川銀行が、各々のお客さまのニーズに応じた最良の金融サービスを提供するとともに、地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮することを目指してまいります。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、有価証券利息配当金及び国債等債券売却益が減少したこと等により、前連結会計年度比2,253百万円減少して71,033百万円となりました。経常費用は、株式等売却損及び株式等償却が増加したことに加え、令和２年１月の徳島銀行と大正銀行の合併に伴う一時的な経費としてシステム関連経費等2,070百万円を計上したこと等により、同2,582百万円増加して59,655百万円となりました。その結果、経常利益は同4,835百万円減少して11,378百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同2,027百万円減少して8,136百万円となりました。

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前連結会計年度末比939億円増加して３兆9,931億円、純資産残高は同68億円減少して2,200億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同478億円増加して３兆5,994億円、貸出金残高は同1,066億円増加して２兆9,067億円、有価証券残高は同500億円減少して6,420億円となりました。

なお、銀行子会社の損益等につきましては、次のとおりとなりました。

【徳島大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		平成30年度	平成31年度	増減
損益	経常収益	379	363	△16
	コア業務粗利益	291	289	△2
	コア業務純益	97	76	△21
	経常利益	95	65	△30
	当期純利益	55	46	△9
主要勘定残高(末残)	総資産	22,099	22,384	285
	預金等(譲渡性預金を含む)	20,299	20,085	△214
	総預り資産	21,530	21,214	△316
	貸出金	15,484	16,301	817
	有価証券	4,069	3,623	△446

(注) 1．平成30年度の損益及び主要勘定残高(末残)は、徳島銀行及び大正銀行の計数を単純合算しております。
2．平成31年度の損益には、大正銀行の平成31年４月１日から令和元年12月31日までの計数を含んでおります。

【香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)】

(単位：億円)

		平成30年度	平成31年度	増減
損益	経常収益	277	278	1
	コア業務粗利益	213	218	5
	コア業務純益	67	68	1
	経常利益	62	38	△24
	当期純利益	42	25	△17
主要勘定残高(末残)	総資産	17,077	17,549	472
	預金等(譲渡性預金を含む)	15,468	15,953	485
	総預り資産	16,871	17,300	429
	貸出金	12,599	12,863	264
	有価証券	2,829	2,777	△52

また、第４次経営計画において、次の目標とする経営指標を掲げ、その実現に向け取り組んでおります。当計画における初年度である当連結会計年度の実績は、以下のとおりであります。

＜目標とする経営指標＞

		令和５年３月期計画	令和２年３月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	収益性	110億円	81億円
本業利益（銀行子会社単体合算）	収益性	100億円	56億円
ＲＯＥ（連結）	効率性	5.0%以上	3.91%
コア業務粗利益ＯＨＲ（銀行子会社単体合算）	効率性	66.0%以下	71.30%
自己資本比率（連結）	健全性	9.0%以上	8.52%
貸出金残高（銀行子会社単体合算）	成長性	3兆円以上	2兆9,165億円
大阪地区貸出金残高（銀行子会社単体合算）	成長性	1兆円以上	9,477億円

（注）１．本業利益＝貸出金平残×預貸利鞘＋役務取引等利益－経費
２．ＲＯＥ＝親会社株主に帰属する当期純利益／((期首株主資本＋期末株主資本)×１／２)×100
３．大阪地区＝大阪府、兵庫県（除く淡路島地区）及び京都府

④　企業集団の対処すべき課題

地域金融機関においては、地域における少子高齢化、人口・事業所数の減少が一段と進行し、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響が懸念されるなか、金融サービスを通じて、お客さまや地域社会を支え続けていくことが強く求められております。また、顧客向けサービス業務における収益力の強化、リスク分野におけるリスク対応力の強化、デジタライゼーションへの対応、適切な資本政策の実施等も課題となっており、それらを踏まえた持続可能なビジネスモデルへの転換が強く求められております。

こうしたなか、当社は、平成31年４月より新たな４か年計画として、第４次経営計画『変革と進化への挑戦～ 変わる“トモニ” 変わらぬ“ともに” ～』をスタートさせました。第４次経営計画では、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、４つの基本戦略の展開を通じて、当社グループの更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
経常収益	714	726	732	710
経常利益	163	163	162	113
親会社株主に帰属する当期純利益	258	111	101	81
包括利益	252	84	91	△41
純資産額	2,118	2,192	2,268	2,200
総資産	36,206	38,124	38,992	39,931

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．平成28年度は、大正銀行との経営統合に伴う負ののれん発生益の計上等によりまして、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な増益となっております。

ロ　当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
営業収益		18	22	22	24
	受取配当額	12	16	16	16
	銀行業を営む子会社	12	14	16	16
	その他の子会社	－	1	－	－
当期純利益		百万円 1,308	百万円 1,653	百万円 1,667	百万円 1,667
1株当たり当期純利益		円銭 8.07	円銭 10.16	円銭 10.21	円銭 10.36
総資産		916	916	918	922
	銀行業を営む子会社株式等	893	893	893	893
	その他の子会社株式等	0	0	0	0

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．「1株当たり当期純利益」は、当期純利益を期中の平均発行済株式数で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業	リース業	その他	銀行業	リース業	その他
使用人数	2,076人	31人	163人	2,227人	26人	148人

(注)　「使用人数」は、就業人員であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

株式会社徳島大正銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
徳島県	62	(5)	62	(5)
香川県	2	(－)	2	(－)
高知県	1	(－)	1	(－)
愛媛県	2	(－)	2	(－)
大阪府	26	(4)	26	(4)
兵庫県	9	(2)	9	(2)
京都府	2	(－)	2	(－)
東京都	4	(－)	4	(－)
合計	108	(11)	108	(11)

(注) 1．前年度末の営業所数は、株式会社徳島銀行と株式会社大正銀行の営業所数を合算して記載しております。
2．上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を97か所（前年度末97か所）設置しております。

株式会社香川銀行

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
香川県	58	(6)	58	(6)
愛媛県	11	(－)	11	(－)
徳島県	2	(－)	2	(－)
高知県	1	(－)	1	(－)
岡山県	8	(－)	8	(－)
広島県	1	(－)	1	(－)
大阪府	5	(－)	5	(－)
東京都	2	(－)	2	(－)
合計	88	(6)	88	(6)

(注)　上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を110か所（前年度末111か所）設置しております。

ロ　リース業

	当年度末	前年度末
	店	店
香川県	1	1
愛媛県	1	1
徳島県	1	1
岡山県	1	1
大阪府	1	1
合計	5	5

（注）　当年度における異動はありません。

ハ　その他

	当年度末	前年度末
	店	店
徳島県	4	4
香川県	3	3
大阪府	1	1
合計	8	8

（注）　当年度における異動はありません。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

	銀行業	リース業	その他	合計
設備投資の総額	3,923	35	13	3,972

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社徳島大正銀行	店舗新設・改修等	351
銀行業	株式会社香川銀行	店舗新設・改修等	2,168

（注）　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況

該当事項はありません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
				百万円	%	
株式会社徳島大正銀行	徳島県徳島市	銀行業務	昭和11年7月13日	11,036	100.00	－
株式会社香川銀行	香川県高松市	銀行業務	昭和18年2月1日	12,014	100.00	－
トモニシステムサービス株式会社	香川県高松市	銀行業務に係るコンピューター業務	平成25年4月1日	50	100.00	－
株式会社徳銀ビジネスサービス	徳島県徳島市	銀行各種事務受託、代行業務	平成2年7月11日	10	100.00	－
香川ビジネスサービス株式会社	香川県高松市	銀行各種事務受託、代行業務	昭和62年9月21日	10	100.00	－
トモニリース株式会社	香川県高松市	リース業務	昭和61年5月24日	100	51.00	－
トモニカード株式会社	徳島県徳島市	クレジットカード業務	平成5年6月15日	60	63.00	－
株式会社徳銀キャピタル	徳島県徳島市	ベンチャーキャピタル業務	昭和59年11月6日	30	60.50	－
大正信用保証株式会社	大阪市中央区	信用保証業務	平成23年10月28日	10	100.00	－

(注) 1．「当社が有する子会社等の議決権比率」は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2．「当社が有する子会社等の議決権比率」は、間接保有等を含んでおります。
3．株式会社徳島銀行及び株式会社大正銀行は、株式会社徳島銀行を存続会社、株式会社大正銀行を消滅会社として、令和2年1月1日付で合併し、商号を株式会社徳島大正銀行に変更しております。
4．連結対象子会社は上記の子会社等9社であり、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な借入先

該当事項はありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社役員に関する事項

（1）会社役員の状況

（年度末現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
遠山　誠司	代表取締役会長	株式会社香川銀行取締役会長（代表取締役）	－
中村　　武	代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）	－	－
本田　典孝	取締役副社長	株式会社香川銀行取締役頭取（代表取締役）	－
吉岡　宏美	取締役副社長	株式会社徳島大正銀行代表取締役頭取	－
吉田　雅昭	取締役副社長	株式会社徳島大正銀行代表取締役副会長	－
角田　昌也	常務取締役リスク・コンプライアンス部長	－	－
藤井　仁三	常務取締役経営企画部長	－	－
白薗　敬三	常務取締役グループ戦略部長	－	－
横手　俊夫	常務取締役監査部長	－	－
小田　寛明	常務取締役地域商社的金融機能担当	－	－
白井　博雄	取締役（社外取締役）	大阪市中小企業協同組合代表理事	－
多田　　桂	取締役（社外取締役）監査等委員	－	（注２）
大平　　昇	取締役（社外取締役）監査等委員	－	－
橋本　潤子	取締役（社外取締役）監査等委員	－	－
桑島　洋輔	取締役（社外取締役）監査等委員	－	（注３）

（注）１．白井博雄、多田　桂、大平　昇、橋本潤子及び桑島洋輔の５氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、５氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．多田　桂氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。

３．桑島洋輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を有しております。

４．当事業年度中に退任した役員は次のとおりであります。

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位及び担当
大西　俊哉	令和元年６月26日	任期満了	取締役（社外取締役）監査等委員

５．令和２年１月１日付で以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏　　名	異動前	異動後
小田　寛明	取締役	常務取締役　地域商社的金融機能担当

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区　　分	支　給　人　数	報　　酬　　等
取締役（監査等委員である取締役を除く）	7名	145
取　締　役　（　監　査　等　委　員　）	5名	28
計	12名	174

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第５期定時株主総会において年額２億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、この限度額とは別枠で、同総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額を年額7,000万円以内と決議いただいております。
3．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第５期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。
4．「報酬等」には、下記のものが含まれております。
・当事業年度において費用処理した役員賞与引当金繰入額　19百万円
取締役（監査等委員である取締役を除く）６名　19百万円
・当事業年度において費用処理した株式報酬型ストック・オプション報酬額　35百万円
取締役（監査等委員である取締役を除く）５名　35百万円
5．年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の人員数はそれぞれ11名及び４名でありますが、上記の「支給人数」には、令和元年６月26日開催の第９期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役１名を含み、無報酬の取締役（監査等委員である取締役を除く）４名を含んでおりません。

(3) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役である白井博雄氏、並びに監査等委員である社外取締役の多田　桂氏、大平　昇氏、橋本潤子氏、桑島洋輔氏との間において、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項が定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
白井博雄 (取締役)	大阪市中小企業協同組合代表理事 同組合は、当社株式688株を所有しておりますが、それ以外に同組合と当社の間には特別の関係はありません。
多田　桂 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
大平　昇 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
橋本潤子 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。
桑島洋輔 (取締役監査等委員)	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
白井博雄 (取締役)	令和元年６月～ （９か月）	令和元年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回（定時19回・臨時２回）のうち21回出席	経営・会計分野における豊富な知識と学校経営の経験や大阪市中小企業協同組合における中小企業者に対する経営の助言・指導実績から、適宜発言を行っております。
多田　桂 (取締役監査等委員)	平成27年６月～ （４年９か月）	当事業年度に開催された取締役会27回（定時25回・臨時２回）のうち27回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	金融行政に従事された知識・経験から、適宜発言を行っております。
大平　昇 (取締役監査等委員)	平成27年６月～ （４年９か月）	当事業年度に開催された取締役会27回（定時25回・臨時２回）のうち27回出席、監査等委員会17回のうち17回出席	弁護士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。
橋本潤子 (取締役監査等委員)	令和元年６月～ （９か月）	令和元年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回（定時19回・臨時２回）のうち20回出席、監査等委員会11回のうち11回出席	企業法務専門の大学教授としての見地から、適宜発言を行っております。
桑島洋輔 (取締役監査等委員)	令和元年６月～ （９か月）	令和元年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会21回（定時19回・臨時２回）のうち20回出席、監査等委員会11回のうち11回出席	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、適宜発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	31	2

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．年度末現在の社外役員の人員数は５名でありますが、上記の「支給人数」には、令和元年６月26日開催の第９期定時株主総会終結の時をもって退任した社外役員１名を含んでおります。なお、「当社の親会社等からの報酬等」は、当社の子会社からの報酬等であります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4　当社の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　　476,000千株
　　発行済株式の総数　　163,728千株

(注)　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　10,008名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,821 千株	6.69 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,690	4.75
トモニホールディングス従業員持株会	5,669	3.50
日亜化学工業株式会社	4,938	3.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,401	2.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口４）	3,128	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	3,100	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株ESOP信託口・76457口）	2,901	1.79
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,643	1.63
日本ハム株式会社	2,556	1.58

(注) 1．「持株数等」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2．「持株比率」は、自己株式（2,026,754株）を控除して計算し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3．損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、令和２年４月１日付で、商号を損害保険ジャパン株式会社に変更しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の取得)

当社は、資本効率の向上を通じて株主のみなさまへの利益還元の充実を図るため、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、令和元年６月４日開催の取締役会決議により、同年６月５日から７月22日までの間に以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	1,200,000株
取得価額の総額	441,393,500円

(従業員持株ＥＳＯＰ信託の導入)

当社は、令和元年９月３日開催の取締役会において、当社グループ従業員の福利厚生の充実及び当社グループの中長期的な企業価値の向上を目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ＥＳＯＰ信託」（以下「ＥＳＯＰ信託」といいます。）の導入を決議し、同年11月12日開催の取締役会において、ＥＳＯＰ信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定いたしました。

1.ＥＳＯＰ信託導入の目的

当社は、平成24年11月より平成29年11月まで、ＥＳＯＰ信託を導入しておりましたが、今般、当社グループの成長を支える従業員に対する福利厚生制度を引き続き充実させるとともに、トモニホールディングス「第４次経営計画」の下で、当社グループの業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、意欲的な業務遂行を通じて、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、ＥＳＯＰ信託を再導入するものであります。

2.ＥＳＯＰ信託の概要

ＥＳＯＰ信託とは、米国のＥＳＯＰ（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものであります。

当社が「トモニホールディングス従業員持株会」（以下「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後数年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、あらかじめ定める取得期間中に取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。なお、信託終了時において、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。また、株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

3.信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
②信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
③委託者	当社
④受託者	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
⑤受益者	当社持株会加入者のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	令和元年11月15日
⑧信託の期間	令和元年11月15日～令和５年12月27日
⑨議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑩取得株式の種類	当社普通株式
⑪取得株式の総額	1,299百万円
⑫株式の取得期間	令和元年11月21日～令和元年12月11日
⑬株式の取得方法	取引所市場より取得（ToSTNeTを含む）

5　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏　名　又　は　名　称	当該事業年度に係る報酬等	そ　の　他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員・業務執行社員　山田　　修 指定有限責任社員・業務執行社員　堀川　紀之 指定有限責任社員・業務執行社員　後藤　英之	11	－

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
3．当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、127百万円であります。
4．監査等委員会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行った上で、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、同委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定する方針であります。

6　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年２回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

（令和２年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	337,394	預金	3,529,564
コールローン及び買入手形	5,000	譲渡性預金	69,934
商品有価証券	383	コールマネー及び売渡手形	81,766
金銭の信託	3,510	借用金	57,790
有価証券	642,054	外国為替	11
貸出金	2,906,770	その他負債	23,899
外国為替	5,979	賞与引当金	311
リース債権及びリース投資資産	8,938	役員賞与引当金	94
その他資産	55,852	退職給付に係る負債	176
有形固定資産	35,655	睡眠預金払戻損失引当金	382
建物	17,734	偶発損失引当金	153
土地	15,741	繰延税金負債	185
リース資産	598	再評価に係る繰延税金負債	890
建設仮勘定	74	支払承諾	8,025
その他の有形固定資産	1,505	負債の部合計	3,773,186
無形固定資産	1,794	（純資産の部）	
ソフトウェア	1,668	資本金	25,000
その他の無形固定資産	126	資本剰余金	25,843
退職給付に係る資産	3,082	利益剰余金	161,895
繰延税金資産	1,232	自己株式	△2,015
支払承諾見返	8,025	株主資本合計	210,723
貸倒引当金	△22,484	その他有価証券評価差額金	4,564
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,570
		退職給付に係る調整累計額	△737
		その他の包括利益累計額合計	5,397
		新株予約権	1,244
		非支配株主持分	2,638
		純資産の部合計	220,003
資産の部合計	3,993,190	負債及び純資産の部合計	3,993,190

（平成31年４月１日から令和２年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**71,033**
資金運用収益	**50,755**	
貸出金利息	39,374	
有価証券利息配当金	11,148	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	199	
その他の受入利息	32	
役務取引等収益	**9,075**	
その他業務収益	**7,089**	
その他経常収益	**4,113**	
償却債権取立益	766	
その他の経常収益	3,347	
経常費用		**59,655**
資金調達費用	**1,782**	
預金利息	1,659	
譲渡性預金利息	27	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△5	
借用金利息	81	
その他の支払利息	20	
役務取引等費用	**4,232**	
その他業務費用	**10,218**	
営業経費	**37,599**	
その他経常費用	**5,822**	
貸倒引当金繰入額	1,350	
その他の経常費用	4,471	
経常利益		**11,378**
特別利益		**130**
固定資産処分益	76	
退職給付制度終了益	53	
特別損失		**439**
固定資産処分損	110	
減損損失	328	
税金等調整前当期純利益		**11,069**
法人税、住民税及び事業税	2,015	
法人税等調整額	818	
法人税等合計		**2,834**
当期純利益		**8,234**
非支配株主に帰属する当期純利益		**98**
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,136**

第10期末（令和２年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,736**	**流動負債**	**479**
現金及び預金	1,221	１年以内返済予定の関係会社長期借入金	325
前払費用	55	未払金	58
その他	1,459	未払費用	6
固定資産	**89,549**	未払法人税等	14
有形固定資産	**8**	預り金	2
建物	7	前受収益	43
車輌運搬具	0	賞与引当金	9
工具器具備品	1	役員賞与引当金	19
投資その他の資産	**89,540**	**固定負債**	**1,093**
関係会社株式	89,386	関係会社長期借入金	975
長期前払費用	118	その他	118
繰延税金資産	31	**負債の部合計**	**1,573**
その他	3	**（純資産の部）**	
		株主資本	**89,468**
		資本金	**25,000**
		資本剰余金	**63,994**
		資本準備金	10,010
		その他資本剰余金	53,983
		利益剰余金	**2,489**
		その他利益剰余金	2,489
		繰越利益剰余金	2,489
		自己株式	**△2,015**
		新株予約権	**1,244**
		純資産の部合計	**90,712**
資産の部合計	**92,286**	**負債及び純資産の部合計**	**92,286**

第10期　(平成31年４月１日から 令和２年３月31日まで)　損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		**2,467**
関係会社受取配当金	1,641	
関係会社受入手数料	825	
営業費用		**783**
販売費及び一般管理費	783	
営業利益		**1,683**
営業外収益		**20**
受取利息	0	
受取保証料	18	
雑収入	2	
営業外費用		**1**
その他	1	
経常利益		**1,703**
税引前当期純利益		**1,703**
法人税、住民税及び事業税	**25**	
法人税等調整額	**9**	
法人税等合計		**35**
当期純利益		**1,667**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和２年５月13日

トモニホールディングス株式会社
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　修㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　川　紀　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　之㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の平成31年４月１日から令和２年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

令和２年５月13日

トモニホールディングス株式会社
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
　東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　修㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　堀　川　紀　之㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　後　藤　英　之㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トモニホールディングス株式会社の平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認めれらる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成31年４月１日から令和２年３月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

②　子会社については、子会社の取締役及び監査等委員等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けたほか、「監査法人のガバナンス・コード」への対応等についても必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和２年５月14日

トモニホールディングス株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員(社外取締役) 多　田　　桂　㊞
監査等委員(社外取締役) 大　平　　昇　㊞
監査等委員(社外取締役) 橋　本　潤　子　㊞
監査等委員(社外取締役) 桑　島　洋　輔　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。

第10期の期末配当につきましては、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、当期の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は、646,808,628円となります。

なお、中間配当金として４円をお支払いしておりますので、これを合わせた当期の年間配当金は１株当たり８円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和２年６月25日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的な意思決定が行えるよう２名減員し、取締役９名（うち社外取締役１名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏　　名	現在の当社における地位及び担当
1	再　任	中村　武（なかむら　たけし）	代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）
2	新　任	山田　径男（やまだ　みちお）	－
3	新　任	板東　豊彦（ばんどう　とよひこ）	－
4	再　任	藤井　仁三（ふじい　ひとみ）	常務取締役経営企画部長
5	再　任	白鯵　敬三（しらざみ　けいぞう）	常務取締役グループ戦略部長
6	再　任	横手　俊夫（よこて　としお）	常務取締役監査部長
7	再　任	小田　寛明（おだ　ひろあき）	常務取締役　地域商社的金融機能担当
8	再　任	角田　昌也（かくだ　まさや）	常務取締役リスク・コンプライアンス部長
9	再　任 社　外	白井　博雄（しらい　ひろお）	取締役（社外取締役）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	中村（なかむら）　武（たけし） （昭和38年７月23日生） 再任	昭和61年４月　日本銀行入行 平成10年５月　同行政策委員会室秘書課調査役 平成11年７月　同行大阪支店営業課調査役 平成14年７月　同行経営企画室総務課調査役 平成16年４月　同行経営企画室総務課企画役 平成16年７月　同行政策委員会室　業務・組織運営担当　企画役 平成18年８月　同行文書局企画役 平成19年４月　同行文書局参事役 平成21年７月　同行高松支店長 平成22年７月　同行金融機構局参事役 平成24年５月　同行業務局審議役 平成25年５月　同行業務局長 平成27年６月　同行文書局長 平成29年４月　同行退職 平成29年６月　当社代表取締役専務 平成30年６月　当社代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）（現任） （候補者とした理由） これまで当社の代表取締役専務、代表取締役社長兼ＣＥＯ（最高経営責任者）として当社グループの経営を担っており、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきた実績と日本銀行において高松支店長、業務局長、文書局長等を務めてきた豊富な経験と高い見識等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	16,253株
2	山田（やまだ）　径男（みちお） （昭和32年12月12日生） 新任	昭和55年４月　㈱香川相互銀行（現 ㈱香川銀行）入行 平成12年２月　同行川之江支店長 平成16年２月　同行丸亀支店長兼丸亀西支店長 平成17年７月　同行人事研修部長 平成18年６月　同行取締役人事研修部長 平成20年６月　同行常務取締役　総合企画部・人事研修部担当 平成21年４月　同行常務取締役企画本部長 平成24年６月　同行常務取締役管理本部長兼総務部長 平成25年４月　同行常務取締役管理本部長 平成29年６月　同行常務取締役（代表取締役）営業本部長（現任） 令和２年６月　同行取締役頭取（代表取締役）　就任予定 （重要な兼職の状況） ㈱香川銀行常務取締役（代表取締役） （候補者とした理由） これまで当社の子会社である㈱香川銀行の常務取締役（代表取締役）として銀行経営全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役として適任であると判断しました。	31,237株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	板東豊彦 (昭和44年9月29日生) 新任	平成５年４月　㈱徳島銀行（現 ㈱徳島大正銀行）入行 平成17年２月　同行洲本支店長 平成19年８月　同行東京支店長兼東京事務所長 平成21年４月　同行人事部長 平成22年６月　同行執行役員人事部長 平成23年６月　同行取締役執行役員人事部長 平成24年６月　同行取締役執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長 平成25年６月　同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 平成27年６月　同行常務取締役総合企画本部長兼審査本部長 平成28年６月　同行専務取締役審査本部長 平成30年６月　同行代表取締役専務審査本部長 令和２年１月　同行専務取締役審査本部長 令和２年４月　同行代表取締役専務　人事担当（現任） 令和２年６月　同行代表取締役頭取　就任予定 （重要な兼職の状況） ㈱徳島大正銀行代表取締役専務 （候補者とした理由） これまで当社の子会社である㈱徳島大正銀行の代表取締役専務として銀行経営全般を牽引してきた実績と高い見識等を踏まえ、当社グループの更なる発展に貢献することが期待できることから、取締役として適任であると判断しました。	13,721株
4	藤井仁三 (昭和39年４月11日生) 再任	昭和62年４月　㈱第一勧業銀行（現 ㈱みずほ銀行）入行 平成９年８月　㈱徳島銀行（現 ㈱徳島大正銀行）入行 平成14年２月　同行企画部次長 平成18年７月　同行企画部副部長 平成21年２月　同行企画部長 平成22年４月　当社経営企画部副部長 平成24年６月　㈱徳島銀行（現 ㈱徳島大正銀行）取締役執行役員企画部長 平成27年８月　同行取締役人事部付部長 当社経営企画部長 平成28年６月　㈱徳島銀行（現 ㈱徳島大正銀行）取締役 当社取締役経営企画部長 平成29年３月　当社常務取締役経営企画部長（現任） （候補者とした理由） これまで当社の常務取締役として経営企画部門を担当しグループ全体の経営管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での企画部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	8,511株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	白薊 敬三 (しらざみ けいぞう) (昭和33年4月20日生) 再任	昭和57年４月　㈱香川相互銀行（現 ㈱香川銀行）入行 平成11年８月　同行松山西支店長 平成16年６月　同行弁天町支店長 平成19年４月　同行丸亀支店長兼丸亀西支店長兼丸亀支店土器町出張所長 平成22年４月　同行執行役員岡山支店長 平成23年８月　同行執行役員営業店統括部長 平成25年４月　同行執行役員営業店統括部長兼個人融資部長 平成26年８月　同行執行役員営業店統括部長兼個人融資部長兼営業店統括部プライベートバンキング室長 平成26年11月　同行執行役員営業店統括部長兼個人融資部長 平成27年６月　同行取締役営業店統括部長兼個人融資部長 平成28年４月　同行取締役営業店統括部長 当社グループ戦略部副部長 平成29年６月　㈱徳島銀行（現 ㈱徳島大正銀行）取締役 平成30年６月　当社常務取締役グループ戦略部長（現任） (候補者とした理由) これまで当社の常務取締役としてグループ戦略部門を担当しグループ全体の成長戦略の実現に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業推進部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	7,728株
6	横手 俊夫 (よこて としお) (昭和33年２月12日生) 再任	昭和55年４月　㈱徳島相互銀行（現 ㈱徳島大正銀行）入行 平成８年８月　同行審査部次長 平成10年６月　同行洲本支店長 平成13年８月　同行佐古支店長 平成16年６月　同行高知支店長 平成18年６月　同行執行役員営業店統括部長兼みなさまの相談室長 平成18年12月　同行執行役員営業店統括部長兼みなさまの相談室長兼業務センター長 平成22年２月　同行執行役員本店営業部長 平成23年６月　同行常務執行役員本店営業部長 平成23年７月　同行常務執行役員本店営業部長兼二軒屋支店長 平成25年４月　同行常務執行役員監査部長 当社監査部副部長 平成28年６月　㈱香川銀行取締役 当社取締役監査部長 令和元年６月　当社常務取締役監査部長（現任） (候補者とした理由) これまで当社の常務取締役として内部監査部門を担当しグループ全体の内部管理態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業推進部門・内部監査部門における豊富な経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	14,508株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	小田 寛明（おだ ひろあき） (昭和37年5月26日生) 再任	昭和60年４月　㈱三和銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成17年４月　㈱ＵＦＪ銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）枚方法人営業部長兼枚方支店長 平成18年１月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）枚方支社長 平成19年５月　同行総務部秘書室（大阪）室長 平成22年10月　同行福岡支店長 平成24年９月　同行芦屋支店長 平成26年11月　㈱大正銀行（現 ㈱徳島大正銀行）入行 同行本店営業部長 平成27年６月　同行取締役本店営業部長 平成30年２月　同行常務取締役　本店営業部担当 令和元年６月　当社取締役 令和２年１月　当社常務取締役　地域商社的金融機能担当（現任） （候補者とした理由） 令和元年６月の就任後、令和２年１月から当社の常務取締役として地域商社的金融機能を担当しグループ全体の成長戦略の実現に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での営業推進部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	1,251株
8	角田 昌也（かくだ まさや） (昭和32年12月２日生) 再任	昭和55年４月　㈱三和銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）入行 平成10年４月　同行東神戸支店長 平成14年10月　㈱ＵＦＪ銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）審査第３部主任審査役 平成17年６月　同行姫路支店長 平成18年１月　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行（現 ㈱三菱ＵＦＪ銀行）姫路支社長 平成21年６月　㈱大正銀行（現 ㈱徳島大正銀行）入行　本店営業部部付部長 平成21年６月　同行執行役員本店営業部長 平成22年６月　同行取締役本店営業部長 平成24年６月　同行取締役融資第一部長 平成25年６月　同行取締役　融資企画部・コンプライアンス部担当、内部監査部副担当 平成26年６月　同行常務取締役　融資企画部・コンプライアンス部担当、内部監査部副担当 平成28年４月　同行取締役人事部付部長 当社リスク・コンプライアンス部長 平成28年６月　㈱大正銀行（現 ㈱徳島大正銀行）取締役 当社常務取締役リスク・コンプライアンス部長（現任） （候補者とした理由） これまで当社の常務取締役としてリスク・コンプライアンス部門を担当しグループ全体のリスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の強化に大きな貢献を果たしてきた実績と銀行子会社での融資企画部門、コンプライアンス部門、内部監査部門における幅広い経験等を踏まえ、引き続き、取締役として適任であると判断しました。	8,321株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	白井博雄（しらいひろお） （昭和34年２月25日生） 再任	昭和60年４月　関西経理専門学校　副校長 昭和60年５月　大阪市中小企業協同組合　代表理事（現任） 平成15年６月　㈱大正銀行（現 ㈱徳島大正銀行）監査役 平成17年４月　関西医科専門学校　副校長 平成28年６月　㈱大正銀行（現 ㈱徳島大正銀行）取締役［監査等委員］ 平成31年４月　大阪保健医療大学　客員教授（現任） 令和元年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 大阪市中小企業協同組合　代表理事 （候補者とした理由） 直接企業経営に関与された経験はありませんが、経営・会計分野における豊富な知識と学校経営の経験や大阪市中小企業協同組合における中小企業者に対する経営の助言・指導実績を有しておられること、また、令和元年６月の就任以来、当社の社外取締役としてその役割・責務を適切に果たし、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実に貢献された実績等を踏まえ、引き続き、社外取締役として適任であると判断しました。	36,500株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．各候補者の所有する当社株式の数には、トモニホールディングス役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
３．白井博雄氏は、社外取締役候補者であります。
４．当社は、白井博雄氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
５．白井博雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。なお、同氏は、過去において当社の子会社である㈱大正銀行（現 ㈱徳島大正銀行）の業務執行者でない役員（監査役及び取締役監査等委員）であったことがあります。
６．当社は、白井博雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以　上

メ　モ

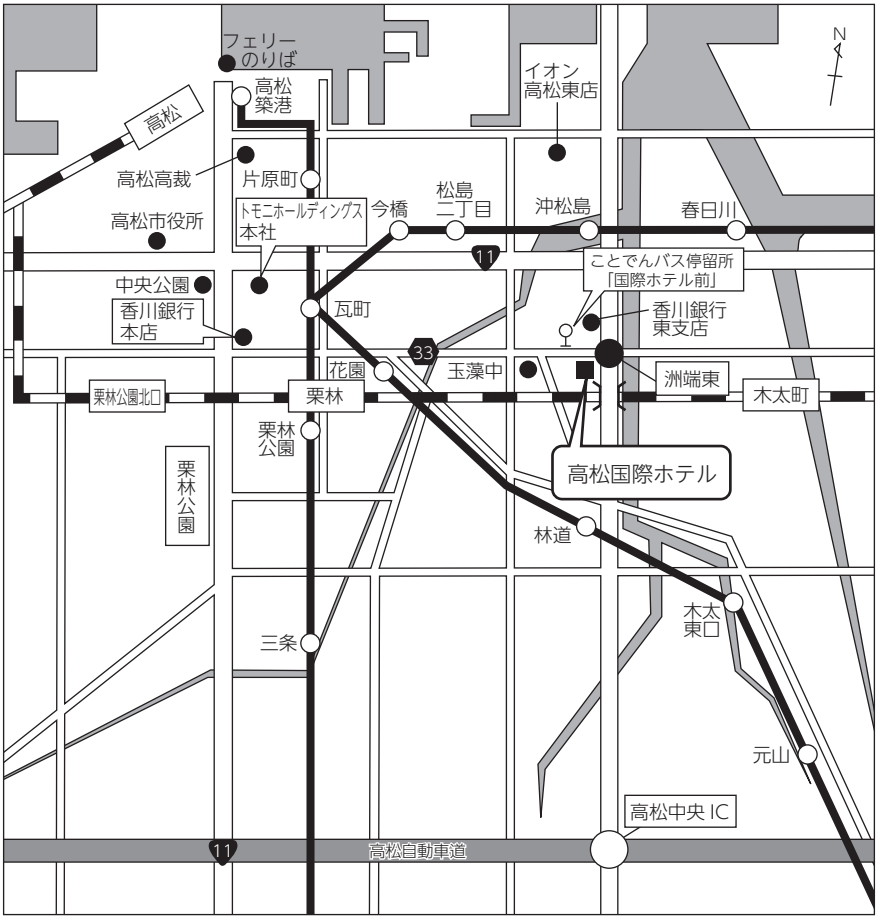
メ　モ

メ　モ

株主総会 会場ご案内図

高松国際ホテル　新館２階　瀬戸の間

香川県高松市木太町2191番地１
電話（087）831－1511（代表）



ＪＲ高松駅から
●タクシー　約15分
●路線バス　約20分

ことでん瓦町駅から
●タクシー　約10分
●路線バス　約10分

高速道路から
●高松自動車道「高松中央ＩＣ」より約10分